

◆平田中学校「頭髪規定」比較表

別紙 1

従来の頭髪規定	令和 7 年度からの頭髪規定
■<u>頭髪について、清潔にし、以下の規定を守る。</u> ※順不同 - 髪型は、中学生らしい奇異でない髪型とする。 - 加工をしない。(ツーブロック、一部分を極端に短くする、前髪を斜めに切る等) - 眉も加工しない。 - 前髪は、目にかからない。 - 後髪は、肩より長いときは結ぶ。 結ぶ位置は耳の上部より下で、1 か所、または 2 か所で結ぶ。 (編み込みは禁止) - ヘアピンやゴムは使用してもよいが、必要最小限の個数とする。(色：黒、紺、茶のみ。また、ヘアピンは 5 c m 以下のものとする。) - 技巧をしない。 (整髪料：ワックス等、染髪、脱染色、パーマ等)	■<u>すべての生徒が健全な学校生活を送ることができ、よりよく成長・発達していくために、「中学校生活に相応しい髪型」をめざし、以下の規定を定めます。</u> - 髪や眉の<u>過度な加工</u>はしない。 ※別紙 2 (「中学校生活に相応しい髪型」一覧) を参照。 - 前髪は、目にかからないことが<u>望ましい</u>。 - 長い髪は、<u>頭の後ろで結ぶ</u>。 ※別紙 2 (「中学校生活に相応しい髪型」一覧) を参照。 ※髪を結ぶときには必要最小限の安全な ヘアピン (アメピン・スリーピン)  やゴムを使用する。 ※使用するヘアピンやゴムは、華美でない黒色・紺色・茶色とする。 - 整髪料を使用したり、技工 (染髪・脱色・パーマ等) したりしない。